

単 価 契 約 書 (案)

社会福祉法人 恩賜 財団 済生会支部茨城県済生会 茨城県立こども病院（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）の間において、診療材料（以下「物品」という。）について次の条項により物品供給単価契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）品 名 別紙記載のとおり
- （2）納入価格 別紙記載のとおり
- （3）契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （4）納入場所 茨城県立こども病院

（納入方法）

第2条 乙は、第1条第3号の契約期間中甲の発注あるごとに、その都度指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の立ち会いのもとに検査を行う。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、毀損等はすべて乙の負担とする。

（代金支払）

第5条 乙は、毎月末までに納入検査したものについてとりまとめた額に法定消費税率を加算し、すみやかに請求書を甲に提出し、甲は、翌月末までに代金を支払うものとする。

（履行遅滞）

第6条 乙の責により甲の指定する期日までに納入しない場合は、甲は乙からその期日の翌日から起算して遅滞日数1日につき売買代金（延滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額）の1000分の24に相当する金額を違約金として徴収する。

（取替え又は補修）

第7条 契約履行後であっても材料もしくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、乙は無償でこれを取替えるものとする。

（事情変更）

第8条 この契約締結後において、市場価格等に変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したと認めるときは、この契約を解除することができる。

（保証賠償）

第10条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わない。

（関係法令の遵守）

第11条 乙は、本件契約の履行に当たり、関係する法令及びそれに定める手続きを遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行し、違法行為は行わないものとする。

2 乙は、社会福祉法人^{恩賜} 済生会が定める社会福祉法人^{恩賜} 済生会法令遵守規程を理解し、誠実に本件契約を履行するものとする。

(協議)

第12条 この規約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 7年 4月 1日

甲 水戸市双葉台3丁目3番地の1

社会福祉法人^{恩賜} 済生会支部茨城県済生会
財団

茨城県立こども病院

病院長 新井 順一

乙